

# 答 申 書 (案)

令和6年10月

館山市下水道事業審議会



## 1 はじめに

公営企業である下水道事業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要であるとされている。

館山市の下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等を目的に平成元年度に基本計画の策定を行った。平成10年から供用開始し、すでに25年以上が経過しており、既存施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う使用料収入の減少等により、経営環境は厳しさを増していくものと予想される。

このような中で、中長期的な経営の基本計画である「館山市下水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）を令和6年3月に改定し、「新規の管渠整備の休止」及び「使用料改定等による財政基盤の確保」を経営戦略の2本の柱として、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まれているところである。

現在、公営企業会計への移行から4年目であるが、当期純利益を計上しているものの一般会計からの繰入金に依存した経営状況が続いており、国からは「使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。」と要請されている。

このような状況を踏まえ、館山市長より諮問を受けた下水道使用料のあり方について慎重に審議、検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

## 2 下水道使用料のあり方について

本市の下水道使用料は、平成21年に改定して以来、14年が経過している。

館山市下水道事業の令和4年度決算に基づく使用料単価は164円/m<sup>3</sup>で、資本費を除いた汚水処理原価は299円/m<sup>3</sup>となっており、経費回収率は42.46%と100%を大きく割り込む状況となっているため、改善が求められている。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算性の原則が適用される。これまで、市は経費節減に取り組んできたが、現在の下水道使用料体系では汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況である。受益者負担の原則に基づかない使用料収入の不足分を補てんするための一般会計からの補助（以下、「基準外繰入金」という。）は、令和4年度においては約1億8千万円であり、毎年、同程度

の基準外繰入金を受け入れてきた。

このようなことから、公共下水道事業は公共用水域における水質保全には貢献しているものの、当該事業での汚水処理としては、下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡が問題となっており、市税に依存しないための財源確保が最大の課題である。

そのような状況の中にあって、全体計画区域の見直し、施設運営の合理化・効率化や徹底した経費縮減など企業努力をもってしてもなお下水道使用料のみで経費を賄うことができない見込みであり、下水道使用料の改定はやむを得ないとの結論に至った。

### 3 下水道使用料の算定期間

#### 令和6年度から令和9年度までの4年間

下水道使用料の算定期間は、中長期的な基本計画である「経営戦略」に基づき、令和6年度から令和9年度までの4年間とした。

### 4 改定率について

#### 平均改定率28%

下水道使用料の平均改定率について、市民負担の軽減と基準外繰入金の低減を図り、市民の約9割を占める浄化槽等の利用世帯との汚水処理費用のバランスを考慮し、下水道事業の経営を安定的に継続できる水準を維持することを前提に審議を行った。公営企業である下水道事業は、汚水私費の原則に基づき経費回収率を100%にするべきであるが、総括原価により算出された使用料では現在の使用料の2倍超となるため、使用者への影響が大きいことから、使用者に対する負担の軽減を図るため段階的な改定が必要であると判断した。

そのため、当市の起債償還基準に基づき、不足する財源における資本費の60%相当分を改定増額することとし、また、物価上昇による経費の増や今後の施設更新費用として必要な使用料収入の確保について審議した結果、平均改定率を28%とすることが妥当であるとの結論に至った。

### 5 下水道使用料について

#### 5-1 基本使用料について

現在の基本使用料には、10m<sup>3</sup>/月の基本水量が含まれているが、今回の改定では、汚

水量に応じた使用料負担の公平を図るため、1 m<sup>3</sup>より従量使用料を設定した。なお、基本水量制を廃止することによる使用料の激変を緩和する措置について審議した結果、現在の基本使用料からの改定率を2.4%とすることとなった。

## 5-2 従量使用料について

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は基本使用料との二部制として多くの地方公共団体で採用され、経営の安定性の確保に有効であることからこれを存置した。

また、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制は、従前どおりこれを存置した。各水量区分における従量使用料の改定率については、基本水量制を廃止することによる少量使用者の使用料負担額の激変を緩和する措置を考慮し、現行の累進度に●%程度を加算することとなった。

## 5-3 使用料体系案


## 6 改定時期について

### 令和7年10月施行

下水道使用料改定には館山市下水道条例の改正を要し、条例改正後に使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があるため、算定期間開始年度である令和7年10月に下水道使用料の改定を行うのが適当であると考えます。

## 7 付帯意見

### 7-1 今回の使用料改定の段階的な引上げについて

下水道使用料は、市民の毎月の生活の固定的支出の一つであることから、下水道使用料の改定による引上げは、市民生活に直接影響を及ぼすものである。物価高騰など市民を取

り巻く環境は大変厳しい状況にあることから、今回の使用料改定にあたり、一定期間の負担緩和措置を検討されたい。

## 7-2 市民等への周知・広報

下水道使用料の改定は、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、特に今回の改正においては浄化槽等の利用世帯とのバランス、改定の内容等について市民等に対して十分に理解していただくために、効果的な周知・広報活動に努められたい。

## 7-3 公共下水道の普及促進

下水道整備済区域内の未接続者に対して下水道への接続を促し、水洗化率の向上に努められたい。

## 7-4 税の受益者負担

公共下水道使用者は、館山市の人口の1割程度のとどまっているなかで、下水道事業会計に対し、市税を主な財源とする一般会計から多額の繰入金が入入されている。

受益者負担の観点にたち、下水道使用料の適正な受益者負担に努められたい。

## 7-5 次回下水道使用料のあり方の検証に向けて

国からは、公営企業会計に移行している団体について、公共料金としての安定性、長期間設定による予測の不確実性を考慮し、3年から5年に1回の頻度で、下水道使用料改定の必要性を検証し、経費回収率の向上による段階的な使用料適正化に向けた取組を推進するよう要請がある。

館山市においても同様に取扱い、定期的な見直しを検討するよう努められたい。

## 8 むすび

本審議会では諮問書の趣旨である将来にわたり下水道事業の健全な経営を図るため、適正な下水道使用料のあり方について基本的な方向性を示したところである。

今後も引き続き「経営戦略」に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら経営基盤の強化に努め、生活環境のさらなる向上のため、下水道事業の一層の推進を切望する。

館山市下水道事業審議会 委員名簿

No.	委嘱区分	委員氏名	団体名等	役職名
1	住民代表	松坂 誠一	館山地区連合区長会長	副会長
2	住民代表	米澤 徹	三町地区連合会長	
3	住民代表	小林 正幸	三軒町連合町内会会長	
4	住民代表	伏原 由美	六軒町連合町内会長	
5	住民代表	八巻 侃	長須賀区連合町内会長	
6	住民代表	小滝 仁	八幡連合区長	
7	住民代表	滝口 恵子	館山市保健推進協議会委員	
8	産業関係者	高橋 和子	館山商工会議所女性会長	
9	産業関係者	角田 吉夫	館山市商店会連合会長	会 長
10	産業関係者	鈴木 久雄	館山漁業協同組合 代表理事組合長	
11	関係行政 機関の職員	前田 尚志	安房土木事務所長	
12	関係行政 機関の職員	伏居 丈夫	安房地域振興事務所長	
13	市議会議員	長谷川 秀徳	館山市議会議員	
14	市議会議員	鈴木 正一	館山市議会議員	

## 審議経過

	開催日	会議内容
第1回	令和6年5月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 諮問「下水道使用料の改定について」</li><li>・ 令和5年度策定の「経営戦略」の振り返り</li><li>・ 館山市下水道事業の概要、使用料改定の必要性について</li></ul>
第2回	令和6年7月10日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用料改定方針案の骨格策定</li><li>・ 平均改定率及び改定時期、料金モデルの選択について</li></ul>
第3回	令和6年8月7日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平均改定率及び改定時期、料金モデルの決定</li><li>・ 答申書（素案）の検討・作成</li></ul>
第4回	令和6年10月2日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 答申書（素案）の最終決定</li></ul>